

松 原 市 分 別 収 集 計 画

令和元年 7 月

松原市

目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 対象品目	1
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	3
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	4
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	6
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	7
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	7

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本市では、以上の観点からごみの減量と資源化の推進に積極的に取り組み、平成元年9月からビン・カンの分別収集を実施し、平成10年2月からペットボトル・紙パック・段ボールの分別収集、平成12年11月から廃プラスチック容器包装の分別収集を実施している。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たって、基本的方向を以下に示す。

- ・ 地域特性を活かした資源循環型社会づくりを進める。
- ・ 市民参加型のごみ減量とリサイクル運動を積極的に進める。
- ・ 全ての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減に努める。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年4月を始期とする5か年間とし、令和4年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
容器包装廃棄物	7,649t	7,595t	7,541t	7,486t	7,435t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

1. 啓発活動

- ・広報等を通じ、以下の運動を展開する。
 - ①買い物袋持参運動
 - ②過剰包装を減らす運動
 - ③リターナブルビン入り商品の購入運動

・イベントの実施

春の「ごみ減量・リサイクル推進週間」に合わせて各種イベントを行う。

2. 廃棄物減量等推進審議会による検討

平成26年3月「松原市ごみ処理基本計画」において、より一層、環境にやさしく、持続可能な社会を担うごみ処理を進めることを目指した計画を策定した。今後もごみの減量化、リサイクルの推進のため、審議いただく予定である。

3. 廃棄物減量等推進員及び環境衛生対策員

市のごみ減量施策への協力やごみの分別、リサイクルの推進などごみの排出抑制や再資源化について、地域で活動していただく市民のリーダーとして、「廃棄物減量等推進員」を委嘱し、市と市民が一体となってこの推進員と連携を図り、ごみの減量と再資源化を推進するため、市職員を環境衛生対策員に任命する。

4. 市政出前講座

松原市の現状・課題を説明しながら、ごみ減量・リサイクルの必要性について、認識を深めてもらう。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミニウム製の容器	缶
主として ガラス製の容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器 ガラスビン
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの
量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（t）

（法第8条第2項第4号）

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
主としてスチールの容器	163		162		162		161		160	
主としてアルミの容器	12		12		12		12		12	
無色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	232		230		229		228		227	
	(引渡額)	(独自量)	(引渡額)	(独自量)	(引渡額)	(独自量)	(引渡額)	(独自量)	(引渡額)	(独自量)
	0	232	0	230	0	229	0	228	0	227
茶色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	214		213		212		210		209	
	(引渡額)	(独自量)	(引渡額)	(独自量)	(引渡額)	(独自量)	(引渡額)	(独自量)	(引渡額)	(独自量)
	0	214	0	213	0	212	0	210	0	209
その他のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	182		181		180		179		178	
	(引渡額)	(独自量)	(引渡額)	(独自量)	(引渡額)	(独自量)	(引渡額)	(独自量)	(引渡額)	(独自量)
	182	0	181	0	180	0	179	0	178	0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	4		4		4		4		4	
主として段ボール製の容器	889		887		885		883		881	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	30		30		29		29		29	
	(引渡額)	(独自量)	(引渡額)	(独自量)	(引渡額)	(独自量)	(引渡額)	(独自量)	(引渡額)	(独自量)
	0	30	0	30	0	29	0	29	0	29
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	334		333		331		329		328	
	(引渡額)	(独自量)	(引渡額)	(独自量)	(引渡額)	(独自量)	(引渡額)	(独自量)	(引渡額)	(独自量)
	0	334	0	333	0	331	0	329	0	328
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	821		799		777		756		736	
	(引渡額)	(独自量)	(引渡額)	(独自量)	(引渡額)	(独自量)	(引渡額)	(独自量)	(引渡額)	(独自量)
	821	0	799	0	777	0	756	0	736	0
(うち白色トレイ)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	0		0		0		0		0	
	(引渡額)	(独自量)	(引渡額)	(独自量)	(引渡額)	(独自量)	(引渡額)	(独自量)	(引渡額)	(独自量)
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの
 量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める
 物の量の見込みの積算方法

(特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令
 で定める物の量の見込み)

= (平成30年度分別基準適合物等の収集実績) × (平成30年度比人口変動率)

令和2年～令和6年度までの人口については、平成27年～平成30年度までにおける
 人口変動率の平均値と平成30年度の人口を基に令和6年度までの推計人口を算出。

(100人未満切捨)

令和元年度 = 平成30年度人口 × 人口変動率の平均値

令和2年度 = 令和元年度推計人口 × 人口変動率の平均値

令和3年度 = 令和2年度推計人口 × 人口変動率の平均値

令和4年度 = 令和3年度推計人口 × 人口変動率の平均値

令和5年度 = 令和4年度推計人口 × 人口変動率の平均値

令和6年度 = 令和5年度推計人口 × 人口変動率の平均値

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
118,600人	118,000人	117,400人	116,800人	116,200人
(平成30年度比)	(平成30年度比)	(平成30年度比)	(平成30年度比)	(平成30年度比)
98.95%	98.44%	97.94%	97.44%	96.94%

※その他プラスチック製容器包装類については、平成26年度から平成30年度までの
 増減率を考慮し、平成30年度実績から毎年2.7%減少する量を収集予定量(目標量)
 とする。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、飲料用紙製容器、段ボールについては、引き続き定期収集のほか、集団回収による回収も実施することとする。

分別収集をする 容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の 区分	収集 運搬段階	選別・保管等 段階
主としてスチール製の容器	ビン・缶・ガラス・ ペットボトル混合 収集	市による 定期収集	民間業者
主としてアルミ製の容器			
無色のガラス製容器			
茶色のガラス製容器			
その他のガラス製容器			
主としてポリエチレンテレフ タレート製の容器であって飲 料、しょうゆ等を充てんする ためのもの			
主として紙製の容器包装であ って飲料を充てんするための もの（原材料としてアルミニ ウムが利用されているものを 除く。）	古紙	市による 定期収集	民間業者
主として段ボール製の容器			
主として紙製の容器包装であ って上記以外のもの			
主としてプラスチック製の容 器包装であって上記以外のも の	ペットボトル以外 のプラスチック製 容器包装	市による 定期収集	

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

当面は、その他ガラス製容器包装廃棄物については、当市の分別（資源化）センターにおいて、保管を行い、その他容器包装廃棄物については、民間の処理施設において、選別等を行う。

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

容器包装廃棄物の分別収集計画を効率的に進めていくため、以下の取組を進める。

1. 廃棄物減量等推進員によるごみの排出抑制等の推進

ごみの分別やリサイクルの推進などそれぞれの地域での活動を進める。

発足 平成8年3月

推進員 82名（平成30年12月現在）

任期 2年

主な任務

- * 集団回収の促進
- * 分別排出の徹底と再資源化の促進
- * 買い物袋持参や過剰包装をなくす等のごみの減量活動
- * 講習会や不用品交換会の開催などごみの減量啓発

2. 集団回収報奨金制度の推進

ごみの減量化と資源の再利用を推進するため、子供会等の営利を目的としない団体を対象とした集団回収報奨金制度を実施する。

実施開始月 平成7年7月

対象品目 新聞紙、雑誌、段ボール、牛乳パック、古布

報奨金の額 1kg当たり3円（平成31年4月現在）

申請団体数 149団体（平成31年4月現在）

3. 松原市廃棄物減量等推進審議会（附属機関）

一般廃棄物の減量等に関する事項を審議する。

発足 平成5年10月

委員構成 学識経験者2名、民間団体の代表者6名、公募による選出者2名、市会議員4名、市職員1名
合計 15名